

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>

## 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の改正概要

国の特別職の職員の期末手当の取扱いに準じて、市の特別職の期末手当を以下のとおり改正する。

## 1 改正内容

## (1) 令和4年度以降の期末手当

期末手当支給月数を年間0.1月分引き下げる。詳細は以下のとおり。

支給月数 (-0.1月)

	令和3年度	令和4年度		
		改正前	改正後	引下げ
6月期	1.675月分	1.675月分	1.625月分	-0.05月分
12月期	1.675月分	1.675月分	1.625月分	-0.05月分
計	3.35月分	3.35月分	3.25月分	-0.1月分

## (2) 令和4年6月期における期末手当の取扱い

例年どおりの場合、国の特別職の改正が令和3年12月期に行われ、市の特別職についても国に準じて令和3年12月期から0.1月分の減額を行うものであったが、国において令和3年12月期の改正を見送り、令和3年12月期に減額予定であった額を令和4年6月期の期末手当から減額することとしているため、国と同様の調整を行う。

## 2 施行日

令和4年6月1日から施行する。